

公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会
入会登録審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会入会登録規程第4条に基づき、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会（以下「本協議会」という。）が実施する入会登録審査（以下「審査」という。）に関することについて定める。

第2条（入会登録審査委員会）

本協議会は、審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会入会登録審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（入会登録審査委員会の構成）

審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を公益財団法人三重県スポーツ協会（以下「本会」という。）の理事長が委嘱する。

（1）本会役員又は担当者

（2）本県行政担当者

（3）本協議会役員又は担当者

（4）学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

3 委員長は、審査委員会出席者から互選で決定する。

第4条（オブザーバー）

審査委員会の委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2 オブザーバーは、審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。

3 オブザーバーは、審査委員会の議決権を有しない。

第5条（委員の任期）

第3条に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6条（入会登録審査委員会の招集及び決議）

審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 審査委員会の議長は、委員長が行う。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7条（入会登録審査方法）

審査委員会は、審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

- 2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出される別表1に記載の申請書類を基に行う。
- 3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該総合型クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該総合型クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために審査委員を含む2名以上が実施する。

第8条（入会登録審査結果の報告）

審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により本協議会へ提出するものとする。

第9条（改定）

- ・本細則は、本協議会役員会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。
- 2 この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この改正細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 この細則の別表1（第7条第2項）の改正は、令和7年10月1日から改定し、令和8年度登録申請時から施行する。

別表 1（入会登録審査提出書類）

提出書類	書類内容	正会員	準会員
申請書類①	入会登録基準確認用紙	要	要
申請書類②	基礎情報書類	要	要
申請書類③	緊急時の連絡体制図 ※令和 8 年度登録申請時は、新設の書類のため提出	要	要
申請書類④	規約・会則・定款等	要	要
申請書類⑤	総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	要	要
申請書類⑥	総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要	要	要
申請書類⑦	総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	要	任意
申請書類⑧	申請書類⑤及び⑥を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録	要	要
申請書類⑨	スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書	要	任意